

生活排水処理基本計画（案）

1 現状

23区における下水道普及率は、概成100%となっています。下水道の普及地域では、し尿を含む生活排水は、原則として公共下水道によって処理されています。

残存する家庭のくみ取りし尿は、23区が収集・運搬し、清掃一組が管理する品川清掃作業所（下水道投入施設）において受け入れ、下水道投入までの処理をしています。

くみ取り戸数は、公共下水道の普及により、減少傾向にあります。

また、浄化槽汚でいについても、品川清掃作業所で受け入れています。

表－1 生活排水の排出状況

単位:千人

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	計画区域内人口	8,447	8,503	8,542	8,575	8,945
2	水洗化・生活雑排水処理人口	8,435	8,494	8,535	8,568	8,938
	(1)公共下水道使用人口	8,434	8,493	8,534	8,567	8,937
	(2)合併処理浄化槽使用人口	2	1	1	1	1
3	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	7	4	4	4	4
4	非水洗化人口 (くみ取り便所)	5	5	4	3	3
	くみ取り便所戸数	2,272戸	2,033戸	1,820戸	1,624戸	1,400戸

注:千人単位で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

注:人口は各年度10月1日現在。

注:くみ取り便所戸数は各年度3月末現在

2 基本方針

- (1) 家庭のくみ取りし尿は、全量が公共下水道で処理されるまでの間、23区が収集・運搬し、清掃一組が下水道投入までの処理をします。
- (2) 浄化槽汚でい（「ディスポーザ汚でい」もこれに準じる。）は、一般廃棄物処理業者が収集・運搬し、清掃一組が下水道投入までの処理をします。
- (3) 事業系し尿及びし尿混じりのビルピット汚でいは、原則として一般廃棄物処理業者が収集・運搬及び処理します。

3 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成41年度までの15年間とし、必要に応じて見直しをします。

4 処理計画

品川清掃作業所（下水道投入施設）において、持ち込まれた家庭のくみ取りし尿、浄化槽汚でい、ディスポーザ汚でい等からごみを取り除き、脱水機で固形分と液体に分離し、液体は東京都の下水排除基準を満たすよう希釈を行い、下水道に投入します。また、取り除いた固形物は隣接する品川清掃工場で焼却処分します。

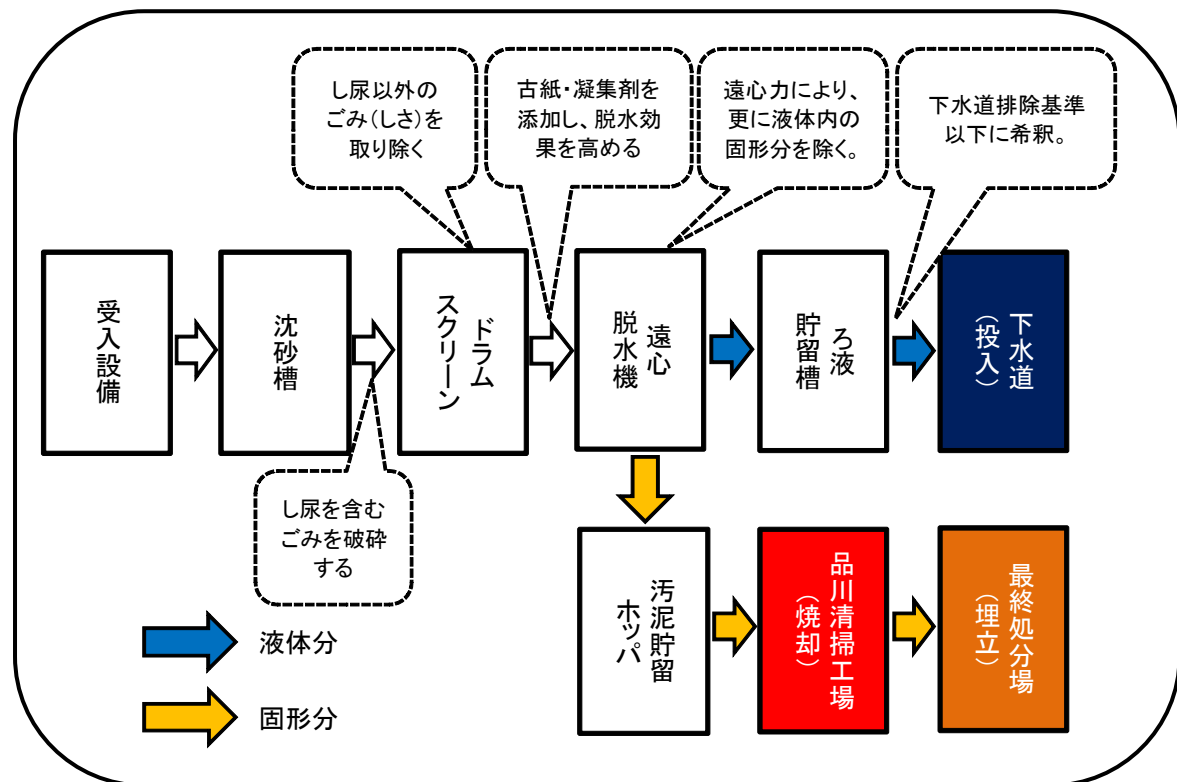
今後も施設の適正な維持管理を行い、東京都の下水排除基準を遵守します。



品川清掃作業所（品川区八潮 1-4-11）

表－2 品川清掃作業所の施設の概要

施設名	しゅん工	形式	規模
品川清掃作業所	平成 11 年 1 月	希釈処理（還元水及び清掃工場処理水）	100 トン/日



図－1 品川清掃作業所におけるし尿の下水道投入までの流れ

表－3 下水道投入までのし尿等の処理実績

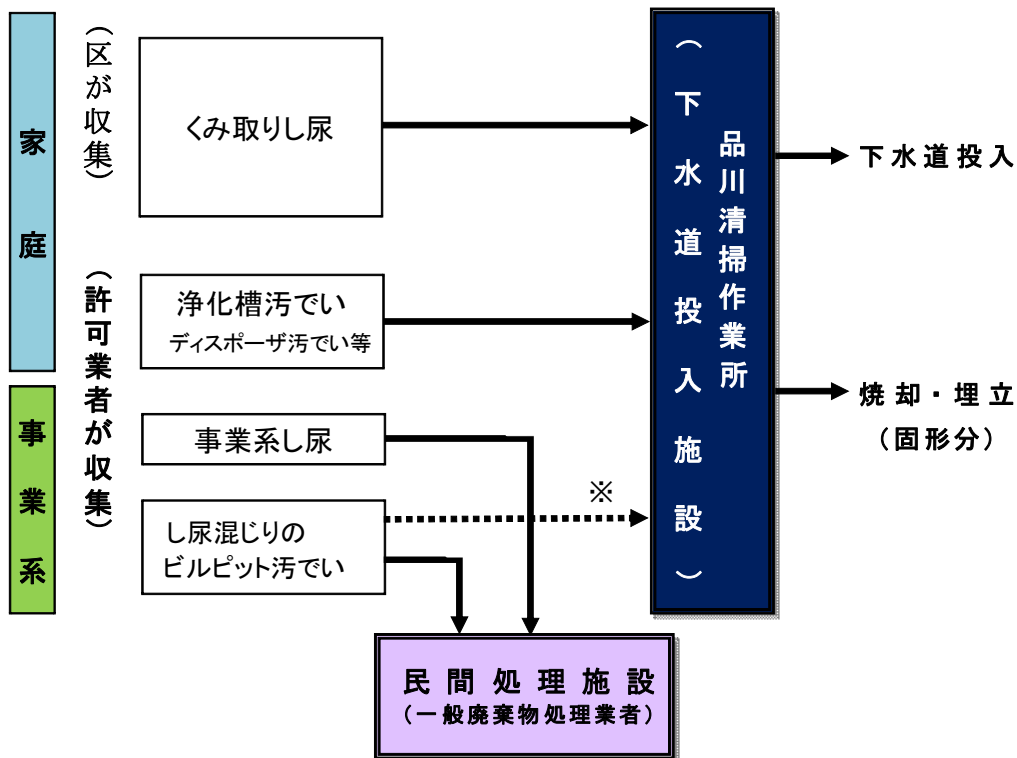
単位：百トン

年度	収集・持込量	内 訳				処理量	処理処分内訳	
		区収集	持込		その他		下水道投入	焼却・埋立
		し尿	浄化槽汚でい	ディスポーザ汚でい				
20	193	49	79	22	43	193	187	6
21	192	46	77	24	45	192	186	6
22	173	39	71	29	33	173	168	5
23	163	35	59	34	35	163	159	5
24	172	27	54	36	55	171	167	4

注：処分量には、前年度末の未処理量から当該年度末の未処理量を差し引いた量を加えているため持込処分量とは一致しない場合があります。

注：ビルピット汚でいの持込量は浄化槽汚でいの持込量に含まれます。

注：その他は、場内洗浄汚水等のことを指します。



※：し尿混じりのビルピット汚でいについては、もっぱら居住用の建築物から排出されるもので、各区の清掃事務所長が承認したものに限り、無料で受け入れています。

図－2 下水道投入までのし尿等の処理フロー